

事業所の女性活躍推進を支援

女性活躍推進アドバイザー 派遣します!!



令和4年4月から常時雇用する労働者が101人以上の企業は、
一般事業主行動計画の策定・届出等が義務となりました。
千葉県では、アドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、「一般事業主行動計画の策定」や
「えるぼし認定の取得」に向けた助言や指導等を行っています。

対象

千葉市内に本社または主たる事業所を置く企業、一般社団法人、一般財団法人等
（一般事業主行動計画の策定支援は、常時雇用する労働者の数が300人以下の企業等が対象。なお、一般事業主
行動計画の策定が努力義務である、常時雇用する労働者の数が100人以下の企業等も対象となります。）

派遣内容

○一般事業主行動計画の策定に向けた助言及び指導
○えるぼし認定の取得に向けた助言及び指導
（育児休業取得促進に向けた労務相談もお受けします。）

派遣回数

1社あたり5回まで

費用

無料

申込方法

千葉市ホームページから申請書をダウンロードできます。
必要事項をご記入の上、メールにてお申込みください。

千葉市 男女 アドバイザー派遣  で検索

申込み・問合せ先

千葉市役所市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 TEL : 043-245-5060 MAIL : danjo.CIL@city.chiba.lg.jp

